

(地Ⅲ52F)

平成 21 年 5 月 23 日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

飯 沼 雅 朗

インフルエンザ施設別発生状況に係る調査について

インフルエンザの発生状況については、「インフルエンザの防疫対策」(昭和 48 年 9 月 20 日付衛情第 102 号厚生省公衆衛生局保健情報課長通知)に基づき、厚生労働省が各都道府県等に施設別の状況の報告を求めているところですが、新型インフルエンザの感染状況のなかで、高校を中心に広がった事例があることから、対象施設に高等学校を加えることとし、添付のとおり厚生労働省健康局結核感染症課長から各都道府県、政令市、特別区の衛生主管部局長に対し通知され、本会に対しても協力依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴職におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会管下の郡市区医師会および会員に対し周知いただきたくご高配のほどお願い申し上げます。

健感発第 0522003 号
平成 21 年 5 月 22 日

各 { 都道府県
政令市
特別区 } 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



インフルエンザ施設別発生状況に係る調査について

平素より感染症対策に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

国内において、新型インフルエンザが関西の高校を中心に患者が広がったことから、「昭和48年9月20日付衛情第102号インフルエンザの防疫対策について」に基づき報告願っているインフルエンザ施設別発生状況に係る調査について、別紙のとおり対象施設に高等学校を加え報告願います。

また、各都道府県等の衛生主管部局におかれましては、教育関係部局を通じ、学校医や地域医師会等と連携をし、学校における感染対策及び新型インフルエンザのまん延防止に努めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(別紙)

インフルエンザ施設別発生状況に係る調査実施要領

各学校より最寄りの保健所に対し連絡（学校保健安全法第20条）のあったインフルエンザによる休校等の情報を、各都道府県・政令指定都市の衛生主管部局感染症対策担当課において別記様式により取りまとめの上、感染症発生動向調査システム「厚生労働省指定疾病報告機能」により報告することとします。

第1回目の報告対象期間は 5月17日（日）から5月23日（土）までとし、当該期間に係る休校数等について、5月25日（月）に報告処理を行ってください。

なお、休校等の報告がない場合であっても必ず「0」入力をしてください。

第2回目の報告対象期間は 5月24日（日）から5月30日（土）までとし、当該報告処理を6月1日（月）までに行うこととし、以後、1週間（日曜日から土曜日まで）分の休校数等を翌週の月曜日までに報告願います。

感染症発生動向調査システム「厚生労働省指定疾病報告機能」の報告画面には、5種類までの学校種別しか設定できない仕様となっておりますので、以下の区分により入力を行っていただくようお願いします。

保育所	}	インフルエンザ施設別発生状況
幼稚園		
小学校		
中学校		
その他		

高等学校 インフルエンザ施設別発生状況【その2】

システムに関するご質問はNESIDヘルプデスクへお願いします。

【NESIDヘルプデスク】

電話番号 : 03-5740-8161

インフルエンザ施設別発生状況

第 報

月 日 ~ 月 日

	休校数		学年閉鎖校数		学級閉鎖校数		計		在籍者数		患者数		欠席者数		備考
	今週	累計	今週	累計	今週	累計	今週	累計	今週	累計	今週	累計	今週	累計	
保育所															
幼稚園															
小学校															
中学校															
その他															
高等学校															
計															

記入上の注意

- 1 この表は、日曜日から始まり土曜日に終了する一週間毎に記入すること。
- 2 「今週」欄は、当該週に発生したものについて記入すること。
 [従って、前週から今週に継続したものは計上せず、前週の週内に終息しかつ今週再発生したものと及び週を隔てて今週に再発生したものについては計上する。]
- 3 同一施設で同一週に休校、学年閉鎖、学級閉鎖が重複した場合は、休校、学年閉鎖、学級閉鎖の優先順位によりいずれかの該当する欄に記入すること。
- 4 在籍者数、患者数及び欠席者数（以下「患者数等」という。）は、次により計上すること。
 - (1) 学級閉鎖を行った場合の患者数等は、当該閉鎖される直前の学級の患者数等であること。
 - (2) 学年閉鎖を行った場合の患者数等は、当該閉鎖される直前の学年の患者数等であること。
 - (3) 休校の措置がとられた場合の患者数等は、当該休校となる直前の学校の患者数等であること。
- 5 患者数は、欠席者及びり患登校者を含めて計上すること。（従って、欠席者数は患者数の再掲となる。）
- 6 本通報の対象はインフルエンザ様疾患であり、通報前にアデノウイルス等が分離された場合は含まないものとする。

○インフルエンザの防疫対策について

(昭和四十八年九月二〇日)

(衛情第一〇二号)

(各都道府県・各指定都市衛生主管部(局)長あて厚生省公衆衛生局保健情報課長通知)

標記については昭和四十八年九月二十日衛発第六一〇号をもつて通知されたところであるが、これが実施にあつては、別紙インフルエンザ防疫実施要領により万全の措置を講ぜられるようお願いする。

別紙

インフルエンザ防疫実施要領

1 患者の届出

都道府県、指定都市は、医師会、国公立病院、その他の医療機関と連絡を密にし、インフルエンザ患者の発生の届出の励行を求めるとともに、疑しい感冒の多発又は流行についても情報の提供を要請し、また、管内の学校、事業所等の協力を求め、早期にインフルエンザの流行を発見するよう努めること。

2 血清検査及びウイルス分離

地方衛生研究所は、次により血清検査及びウイルス分離を行ない、分離した株を国立予防衛生研究所(ウイルス第三室)に送付するとともに、必要に応じ血清も送付すること。

(1) 血清検査

ア 疑わしい感冒が多発し、又は流行した場合はできる限り地域別、かつ、各流行ごとに患者約一〇名について血清検査を行なうこと。

イ 血清検査は、各患者について急性期(発病後三日以内)及び回復期(発病後一四日以後)の二回採血を行ない、両期の血清の抗体価の差により判定を行なうこと。

ウ 血液採取量は、通常三～五ミリリットルとすること。

エ 血清検査の手技については、別添インフルエンザ検査術式によること。

オ 検査に使用する抗原は、その年のワクチン製造株並びに新分離株を用いること。

カ 血清検査の結果、インフルエンザと診断した場合は初発発生例の急性期、回復期血清各々〇・五ミリリットルを試験管に入れ、ゴム栓で封じて、すみやかに国立予防衛生研究所(ウイルス第三室)に送付すること。

(2) ウイルス分離

ア 地方衛生研究所は、血清検査と併行して孵化鶏卵累代接種法により、ウイルスの分離を行うこと。

イ 接種材料は、急性期患者の咽頭うがい液とし、これを採取するときは、患者にあらかじめ軽くせきばらいをさせてから、ブイヨン一〇ミリリットルで患者に念入りにうがいをさせ、清潔な容器に受けること。

ウ イにより採取した材料は、接種までの時間が短時間の場合は氷室に保存し、五時間以上の場合はドライアイス又はフリーザーで凍結して保存すること。

(3) 検体の送付

地方衛生研究所は、血清検査及びウイルス分離のため検体を国立予防衛生研究所(ウイルス第三室)に送付する場合は、昭和四十二年十月二十日衛防第五〇号「ウイルスの行政検査について」により、必ず記録を添付すること。

なお、血清を送付する場合は、特に同通知様式(3)「検体送付票(1)」に、血清に対する処置(非動化又はエチル水銀チオサルチル酸ナトリウム添加の有無)を付記すること。

(4) 地方衛生研究所は、血清検査及びウイルス分離を行なった場合は、その結果について、すみやかに厚生省公衆衛生局保健情報課あて電話及び文書にて通報すること。

3 通報

(1) 各都道府県・指定都市において疑わしい感冒が多発し、又は流行した場合は、ただちに次の事項を厚生省公衆衛生局保健情報課あて電話で通報するとともに、必要に応じて隣接都道府県、指定都市にも通報すること。

また、その後流行の拡大、症状の悪化等特に通報すべき事態が発生した場合にもすみやかに通報すること。

ア 病名

イ 流行発生年月日

ウ 流行発生地区名(施設名)、人口(人員)

エ 患者数及び死者数

オ 臨床症状

カ 見通し

キ その他

(2) インフルエンザの流行発生後は、次の事項を記載したインフルエンザ流行状況週報を遅滞なく保健情報課あて提出すること。

ア インフルエンザ施設別発生状況(別紙様式1)

イ その他特に連絡すべき事項

- (3) 報告事務担当者については昭和四十五年六月五日衛防第一八号「伝染病発生特殊事例報告について」により報告を円滑に遂行せしめること。

4 防疫措置

(1) 予防接種

小学校、中学校、幼稚園及び保育所の生徒、児童を対象として実施するが、とくに二歳以下(三歳未満)の乳幼児については、インフルエンザの流行が予測され、感染による危険が大きいと判断される等特別な場合を除いては、実施しないものとする。

なお、対象のうち市部の人口密度の高い地域に居住するものについては特に重点的に実施するよう配慮すること。

(2) 隔離

患者の隔離については、次の措置をとるよう勧奨すること。

ア 患者は、通常自宅において別室に隔離すること。ただし、別室がない場合は、カーテン、屏風、衝立等で健康者と隔てること。

イ インフルエンザ様疾患が多発し、又はインフルエンザが流行している場合は、その地域内の学校、幼稚園等については、状況により学級、学年閉鎖又は休校等の措置をとるよう指導すること。

ウ 寄宿舍、寮等にあつては、早期隔離のためあらかじめ適当な室を定めて疑わしい患者を収容すること。

(3) 消毒

消毒及び換気については、次ぎの措置をとるよう指導すること。

ア 患者のつば、たん、鼻汁等で汚染された紙片等は、焼却すること。

イ 室内の換気及び日当りはよくし、また寝具及び衣類はしばしば日光消毒を行なつて十分乾燥したものを使用すること。

ウ 患者の使用したタオル・ハンカチ・食器等は、煮沸するか、又は熱湯に浸すなど消毒について配慮すること。

5 衛生教育

次の事項等について、ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関又はパンフレット、リーフレット、ポスター等を利用して一般住民に周知徹底させること。

(1) 本病は、飛沫感染によつて伝播され、病原体の排泄及び侵入の門戸は、口腔及び鼻腔に限られているので、本病を予防するためには、頻繁にうがいを励行することが望ましく、また、患者は他人への伝染を防止するため必ずマスクを使用する必要があること。

(2) 保温及び栄養には充分注意し、過労及び不摂生を避け、身体の抵抗力の保持を図ること。

(3) 本病に罹患した場合には、すみやかに医師の診断を受け、安静を保ち、死亡の原因となる肺炎等の合併症の併発を防止すること。

(4) 患者は通常自宅において別室に隔離すること。別室がない場合は、カーテン、屏風、衝立等で健康者と隔てること。

別紙様式1

インフルエンザ施設別発生状況

第 報												
	休校数		学年閉鎖校数		学級閉鎖校数		計		在籍者数		患者数	
	今週	累計	今週	累計	今週	累計	今週	累計	今週	累計	今週	
保育所												
幼稚園												
小学校												
中学校												

(Handwritten signature)